

## 「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」市町村提案審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、平成28年度「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」市町村提案募集要項（以下「募集要項」という。）第5項に基づく実施箇所の選定にあたっての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査会)

第2条 市町村提案の審査を行うため、県土整備部 川の国埼玉 はつらつプロジェクト市町村提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 審査会には座長を置き、水辺再生課長を充てる。
- 4 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が指定するものがその職務を代理する。
- 5 審査会は委員の過半数の出席により成立する。
- 6 委員の代理出席については、座長の下承を得て認めるものとする。
- 7 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (検討会)

第3条 審査会は、審査会の下に検討会を設ける。

- 2 検討会は、水辺再生課水辺再生事業担当主幹を座長とし、水辺再生課、提案箇所を所管する県土整備事務所及び総合治水事務所の職員（別表2）をもって構成する。

### (応募要件の適合)

第4条 水辺再生課は応募のあった市町村提案について、その内容が募集要項に定める応募要件に適合するかを確認し、適合しない場合はその旨を応募者あて通知するものとする。

### (審査方法等)

第5条 審査会は、応募要件に適合した市町村提案について、別記審査基準に基づき検討会が事前に審査した結果等を踏まえ、総合的に判断して平成28年度と平成29年度に着手する候補箇所を選定する。

- 2 検討会は、審査会による候補箇所の選定にあたって応募のあった市町村のヒアリングを行い提案内容を確認のうえ、別記審査基準に基づき事前審査を実施する。

### (事務局)

第6条 審査会及び検討会の事務局は水辺再生課水辺再生事業担当とする。

### 附 則

この要領は、平成28年9月23日から適用する。

別表1 (第2条関係)

所 属			役 職
埼玉県	県土整備部	水辺再生課	課長
			副課長 (技)
		河川砂防課	副課長 (事業担当)
		各県土整備事務所	副所長 (技)
		総合治水事務所	副所長 (技)

別表2 (第3条関係)

所 属			役 職
埼玉県	県土整備部	水辺再生課	事業担当主幹
			総合調整・地域連携担当主幹及び主査、 事業担当主査から2名以上とする
		提案箇所を所管する 県土整備事務所または 総合治水事務所	河川担当部長 (副所長職を兼ねている場 合を除く)、河川担当課長から原則として 2名以上とする。

別記

「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」市町村提案審査基準

1 審査項目及び評価内容

項目	評価の視点	評点
基本的な考え方	提案内容が「清流の復活」や「安らぎとにぎわいの空間創出」により川の再生を図るものか。	4段階 (S, A, B, C)
	水辺空間を地域の共有資産として継続して利活用していくものか。	
	川の個性や地域の特性を生かした提案となっているか。	
	提案内容に応じた目標、成果を具体的な数値等を用いて設定しているか。	
取組内容 ( 具体性 実現性 事業効果 )	<b>■まちづくり・地域振興</b>	
	市町村のまちづくりと一体として進める取組か。	
	市町村の地方創生に係る総合戦略や観光振興計画等を推進する取組か。	
	将来にわたって水辺空間が地域の共有資産として、維持、利活用されるための要素（川の歴史や都市部における空間的価値、周辺資源、地元の熱意など）を有しており、それを生かしているか。	
	<b>■整備</b>	
	概ね4年以内で整備が完了し、一定の成果が見込めるか。	
	川の改修計画などに支障がないか	
	原則として県による用地買収の必要がないか。	
	<b>■維持管理</b>	
	地域が主体となって川の維持管理活動を行う取組は具体的か。	
	<b>■利活用</b>	
	水辺空間を利活用する提案内容は具体的か。	
水辺空間の利活用の効果をまち全体へ広げる取組があるか。		
多くの県民が参加し、地域活動を育てる取組か。		
実施体制	庁内関係課や地域活動団体等、事業推進に必要な関係者が参画する推進体制を予定しているか。	
	市町村が地域住民と連携して維持管理が持続的に実施される見込みがあるか。	

2 評価区分

評価	評価基準
S	具体性があり、高い事業効果が見込める。
A	高い事業効果が見込める。
B	工夫をすることにより、事業効果が見込める。
C	要件に合致せず、事業効果が見込めない。

3 候補箇所の選定方法

- (1) 各審査項目の「S及びA評点」が多いものから候補箇所を選定する。ただし、各審査項目において「C評点」がないものとする。
- (2) 審査会は、候補箇所とする場合に条件を付すことができる。

## 参考

「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」市町村提案に係る応募要件の適合確認について

### 1 応募要件と確認方法

応募のあった市町村提案について、次の確認方法によって形式的に応募要件の適合を確認し、要件を1つでも満たさない提案は失格とする。

応募要件	確認方法	適否
川の国埼玉 川の再生基本方針」に合致する「川の再生」に係る提案であること。	・ 提案書で確認できるか。	適・否
一級河川（県管理）または農業用水等（市町村、土地改良区管理）の再生であること。	・ 提案箇所に含まれているか。	適・否
市町村が自ら実施する取組が含まれること。	・ 提案書で確認できるか。 （利用推進にあたっての取組であること。ハード、ソフトを問わない。）	適・否
市町村と地域住民等が連携した取組が含まれること。	・ 提案書で確認できるか。 （利用推進、維持管理等、連携する分野を問わない。）	適・否
地域（市町村と地域住民等）が主体となって川の維持管理活動（利用増進に伴う清掃や雑草刈払い等）を行うこと。	・ 提案書で確認できるか。	適・否
水辺空間を利活用して地域振興等に繋げる取組が地方創生に係る総合戦略や観光振興計画等に位置付けられている又は位置付けられる予定があること。	・ 提案書で確認できるか。 （アまたはイの提案を除く。）	適・否
ア 都市的地域（人口集中地区（DID））内で日常的な利活用を促進する取組であるか。	・ DID 内での提案であるか。 ・ 利活用を促進する内容が提案書で確認できるか。	
イ 水辺再生 100 プラン、川のまるごと再生プロジェクトで整備した箇所の一部改築で利活用や住民活動が促進される取組であるか。	・ 水辺再生箇所内の提案であるか。 ・	

### 2 市町村への通知

応募要件の適合を確認後、速やかにその結果を市町村に通知する。なお、通知にあたってはヒアリング日程の調整についても併せて行うものとする。